入札監理小委員会における審議の結果報告 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業

特許庁の登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業については、公共サービス改革基本方針(別表)において、平成28年4月から平成31年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その 結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

- ・民間競争入札は2期目であり、これまで公益法人の一者応札が継続
- ・登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業 1 件当たりの単価 契約

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要である。

【対応】

2か月に一度の報告及び納品としていたところ、意匠の類否判断をする能力を有する者の時間的な負担を軽減するため、3か月に一度の納品とすることで複数の者が応札しやすい環境をつくる旨の検討がなされている。(8頁)

2. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

競争性の改善に向けたその他の取組について

【対応】

- ・入札参加グループによる入札を可能とする(10頁)
- ・説明会参加者からの声を踏まえ、従来から落札者決定後、落札事業者に対し、特許 庁審査官による研修を行った上で業務に従事できるようにしている(22 頁)とこ ろ、最初の納品も3か月後となるよう時間的な負担を軽減した。(再掲8頁)

3. 意見募集結果等について

平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 30 日の間意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは特許庁に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。